

平成23年度 第3回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成23年7月6日（水）

新宿区 区長室 区政情報課

午後 2時00分開会

【会長】ただいまより平成23年度第3回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

本日は欠席の委員も3人お見えなりますけど、定足数は8名だそうで、十分定足数は満たしておりますので、審議は行います。では、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の配付資料について、事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】事務局の区政情報課長です。

今回事前にお配りしました資料は、本日の次第及び資料18の「住民制度改正に伴う住民情報システム等の変更について」から、資料24の「新宿区立地域交流館における指定管理者制度の導入について」までとなっております。

本日は机上配付の資料はございませんので、以上、資料をご確認いただけますでしょうか。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

資料について、何か不足とかございませんでしょうか。

ないようであれば、早速諮問報告事項に入りたいと思います。

審議は次第の順に従って進めてまいります。

説明される方は、資料を読み上げるのではなく、資料の要点を説明していただき、必要に応じて補足を加えるように時間の節約にご協力をお願いいたします。

それでは、最初に資料18の「住民制度改正に伴う住民情報システム等の変更について」の説明を受けます。

それでは、説明をお願いいたします。

【住民制度改正担当副参事】地域文化部住民制度改正担当副参事でございます。よろしくお願いいたします。

資料18について説明させていただきます。資料の下のほう、中央部分にページ数の掲載がされております。1ページ目をごらんいただきたいと思います。

件名でございます。「住民制度改正に伴う住民情報システム等の変更について」でございます。諮問内容は、（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）でございます。

恐れ入ります。ページをおめくりいただきまして2ページ目、事業の概要をごらんいただきたいと思います。担当課でございますが、戸籍住民課でございます。まず初めに、今回の諮問のもととなっております住民制度の改正について説明させていただきます。

今回の制度改正を一言で申し上げますと、外国人の方の住んでいるところの記録について、外国人登録制度が廃止され、日本人と同様に住民基本台帳制度の適用を受けることとなるというものでございます。

恐れ入ります。ページをおめくりいただきまして、4ページ目に特記事項が出てまいります。その後ろでございます。横長の資料がここから3枚ついてございます。そちらのほうをごらんいただければと思います。この横長の資料でございますが、これは総務省が作成したものでございます。その1枚目、右上に（イメージ）と大きく表記されておりますものをごらんいただきたいと思っております。

こちらがただいま申し上げました制度の移行をイメージ図として示したものでございます。左側が現行、右側が改正後でございます。この制度移行のための法律改正は既におとし、平成21年7月15日に住民基本台帳法や出入国管理及び難民認定法、いわゆる入管法などの改正として公布済みでございます。ただ、いつから実施するかということを示す政令が未公布でございます。その期限につきましては、法律の公布日から3年以内でございますので、平成21年7月から数えて3年ということで、来年、平成24年7月14日までのいずれかの日ということでございますので、各自治体とも平成23年度はその準備に取りかかっているところでございます。

また、見込みでございますけれども、来年の7月上旬との話が国から流されておりますので、新宿区もそれに向けて準備を今進めているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、上のほうに移行措置とある資料をごらんいただければと思います。こちらは、制度移行の手続を示すものでございまして、まず基準日に外国人登録データ等から仮住民票というものをつくって、外国人住民として移行するであろう方々に発送いたします。その内容をご確認いただきまして、修正する部分があれば修正した上でその内容が施行日に住民票になるという流れでございます。

ちなみに、この基準日でございますけれども、これも別に政令で定めることとなっておりますが、未公布でございます。これも内々に来年の5月の連休明けではないかというふうに見込まれております。

次のページ、上のほうに住民票イメージとあるものをごらんいただければと思います。こちらは新制度のもとで、外国人住民の方特有の項目が追加されたときの住民票のイメージということでございます。外国人住民の方につきましては、住民票をつくる場合には日本人の方にはない国籍、在留資格、在留期間など特有の項目を記録する必要がございます。ごらんいただいているこの図につきましては、上から1、2、3、4行目の右側のところに国籍等というのが出

てまいります。あるいはその下のほうに在留資格とか、在留期間といった項目が出てまいります。こちらは特有の項目として追加記録しようとしているものでございます。

以上が、今回の諮問のもととなっております住民制度の改正についての説明でございます。

恐れ入ります。ページをお戻りいただきまして2ページ目、事業の概要をごらんいただければと思います。ここまで説明させていただきましたとおり、今回の住民制度改正により、区といたしましては、住民基本台帳システム及び関連しているシステムにおいて、外国人住民の方に特有の記録項目を追加する必要が出てまいります。その対象となるシステムでございますが、ごらんいただいております2ページ目の下のほう4番のところ、対象システムでございます。そちらの①住民情報システム、②住民基本台帳ネットワークシステム、③自動交付機システムでございます。

このうちの①と②は、名前が非常に似ているのでございますが、①の住民情報システムというのは、現在こちらの本庁ですとか、特別出張所で使用しております住民記録ですとか、印鑑登録のシステムでございます。この②の住民基本台帳ネットワークシステムは何かと申しますと、住民記録のうちの氏名、住所等の本人確認情報につきまして、回線を通じて都道府県知事に通知しているものでございます。③の自動交付機システムでございますが、こちらは専用カードを使いまして、自動交付機から住民票の写し等を発行しているものでございます。

次に、3ページ目をごらんいただければと思います。こちらが開発変更関係の別紙でございます。上から3つ目の箱の右側の2番でございます。記録項目の部分でございます。外国人住民の方特有の氏名に関する事項でございます併記名や通称名、あるいは在留資格等計18項目でございます。

次に、システム変更の理由は、住民基本台帳事務を効率的に行うため、変更内容は記録項目の追加でございます。また、委託する場合には、次の4ページ目でございます特記事項を遵守させるとともに、テストでのダミーデータの使用、職員の立ち会い等、個人情報の保護を徹底いたします。

システム変更の時期でございますが、この審議会でご承認いただけましたらば、速やかに着手するものでございます。

以上、システムへの記録項目の追加について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【会 長】** ありがとうございます。

1件だけ、住民票は、現在ご本人以外は普通に自由閲覧の状態にありますか、どういう方がどういう程度だったら今閲覧できる状態か、ちょっとご説明をお願いします。

【住民制度改正担当副参事】閲覧につきまして、それから住民票の写しを取る部分と2種類ございまして、閲覧については基本的には非常に要件が今限定されるようになりました。住民票の写しの交付につきましても、基本的にはご本人あるいは同一世帯にある方々しか住民票は取れませんが、第三者の方が取る場合には、法令等で定められております理由がありませんと取ることができないというふうになってございます。

【会 長】閲覧はどうか。

【住民制度改正担当副参事】閲覧につきましても、調査研究等でなければいけない等の限られた要件を満たしたときだけ、その一覧になっているものの閲覧ができるというふうに制限されております。

【会 長】住民票じゃなくて一覧表みたいなものが、別途用意されているということ。

【住民制度改正担当副参事】閲覧用としてそういうものが別途用意されてございます。住民票は一枚一枚といいたいでしょうか、世帯ごとになってございます。

【会 長】それで、外国人の方はこの制度で、今までの日本人と同じ扱いになるという理解でよろしいですか。

【住民制度改正担当副参事】そのとおりでございます。同じ扱いになります。

【会 長】国籍とかそういうものも全部閲覧可能な状態——ごめんなさい。閲覧できる人には閲覧できる。

【住民制度改正担当副参事】ごく限られた方は閲覧できるようになります。

【会 長】わかりました。

委員の方で、ご質問、ご意見の方ございましたらどうぞ。

久保委員。

【久保委員】全体の趣旨の流れ、システムの変更の意義はわかったんですが、ちょっと2点質問があるんですが、1点は、従来のいわゆる日本人の方のこのシステムがあると思うんですけども、それに加えるための、外国人の方を加えるためのシステムの変更なんですか。それとも、それも全部含めて、新しいシステムを立ち上げるためにこの情報が必要だというようなことなんでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【住民制度改正担当副参事】加えるための変更でございます。

【会 長】久保委員。

【久保委員】じゃ、この3ページなんですけれども、もし開発を委託する場合に、委託業者に

個人情報保護を遵守させるために、テストはダミーデータを使用すると。その最後に区民の情報が必要な場合には職員が立ち会うと。これもすべて外国人の方のデータに限るということこの理解でよろしいですか。

【住民制度改正担当副参事】はい。

【久保委員】じゃ、もともとあるデータ全体が、この委託する業者に渡る可能性は全くないというふうな理解でよろしいのでしょうか。

【住民制度改正担当副参事】そのとおりでございます。

【会 長】これは、だけど業務委託ではないわけでしょう。システムの変更。

【住民制度改正担当副参事】システムの変更でございます。

【会 長】そういう構造にシステムを変えるので、原則職員の方がこれは全部扱うということですよ。このシステムをつくる段階で、プログラムの作成は業者がやるわけで、そのテストに今ご質問の出たダミーデータを使ったりという話になるわけですよ。

【住民制度改正担当副参事】はい。

【会 長】実際のデータは入れないわけでしょう。

【住民制度改正担当副参事】はい。

【会 長】ほかにご質問はございますか。

井上委員。

【井上委員】井上です。これはシステムの開発としては、大体過去1年ぐらいで今この審議会が一番大きな開発になってくるんじゃないかと思うんですけども、意思決定はこの審議会承認後システム改修に着手と書いているんですけども、審議会以外での意思決定というのは、これはどういうところで行われているのでしょうか。参考までに伺いたいんですけど。

【会 長】ご説明ください。

【住民制度改正担当副参事】これは法改正に基づくものでございますので、区としてこういう開発をするという格別の意思決定はしてございません。通常の法改正に基づく当然の改正作業というふうに位置づけてございます。

【会 長】要するに、外国人の方の移行というかな、そういうことでトラブルが起こらないかということだろうと思うんですね。委員の方の考えておられることは。そのあたりはちゃんと検討済みなんですか、当然のことだとは思いますが。

【住民制度改正担当副参事】手続そのものは法定された手続でございまして、それ以外に関係者の方々への周知・説明等、区のほうで今後尽くしていく予定でございます。

【会 長】ほかに、ご質問、ご意見ございますか。

よろしゅうございますか。

じゃ、ご意見がないようです。あれば、この本案は適正と認め承認とさせていただきますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、それは承認ということで、この件は終わりにいたします。

次に、資料19の「仮住民票システムの開発について」の説明をお受けします。今の関連の議案ですね。どうぞお願いします。

【住民制度改正担当副参事】引き続きまして、資料19について説明させていただきます。

1ページ目をごらんください。件名は「仮住民票システムの開発について」でございます。諮問内容は（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）でございます。

ページをおめくりいただきまして2ページ目、事業の概要をごらんください。担当課は戸籍住民課でございます。

初めに仮住民票制度について説明させていただきます。先ほど資料18において説明させていただきましたとおり、今回の住民制度改正では外国人住民となる方を、外国人登録から住民基本台帳に移行するための手続として、基準日における外国人登録データ等に基づいて、まず仮住民票をつくって、外国住民として移行するであろう方々に発送し、内容をご確認いただいて、修正する部分があれば修正した上で、その内容が施行日に住民票になるという流れでございます。

ところで、この仮住民票は基準日に外国人登録原票に登録されており、かつ施行日に外国人住民に当たると見込まれる方について作成するというふうに定められております。すなわち、例えば基準日から施行日の間に在留期間の終わりの日が来てしまうという方については、基準日の時点では、施行日に外国人住民に当たると見込まれるという部分の要件を欠くこととなりますので、当初の段階では仮住民票が作成されないこととなります。ただ、このような方々も施行日まで在留許可の更新等によって在留期間が施行日以降となった場合には、仮住民票が追加で作成発行されるということになります。

このように、基準日に外国人登録がある方につきましては、その時点では仮住民票作成の要件を欠きましても、全員の方がなお仮住民票作成の対象者となる可能性がございます。そのため、基準日時点では対象とならない方も含めて、外国人登録ある全員の方を仮住民票システムに取り込んでセットアップするものでございます。

また、仮住民票の対象者と同一世帯を構成する日本人の方がいるケースがございますけれども、これは複数国籍世帯としてまとめた情報をあらかじめお知らせいたしませんと、住民票に移行したときの続柄等があらかじめわからず、ご本人たちの利益を損ねたり、あるいは混乱を生じるおそれがございます。そのため、新宿区ではこの仮住民票システムに、仮住民票対象者と同一世帯を構成する日本人の方の情報も取り込みまして、ご本人たちに知らせることによって、円滑な住民基本台帳制度の移行を図ろうとしております。

この点を示しておりますのは、ごらんいただいております2ページ目の上から4つ目の箱、事業内容の右側、2番の対象者数のところでございます。外国人登録ある方約3万4,000人に加えまして、同一世帯の日本人の方約5,000人と見込まれておりますが、計約3万9,000人の方々を仮住民票システムの取り込み対象者としております。

次に、3ページ目をごらんいただきたいと思っております。上から3つ目の箱、記録される情報項目の右側、記録項目でございまして、数が多いので、次の4ページ目に掲載させていただいているところでございます。

恐れ入ります。次の4ページ目をごらんいただければと思っております。外国人登録データにあるものですか、あるいは住民票作成に必要な項目として世帯番号、氏名、国籍コードなど計66項目でございまして。

恐れ入ります。前の3ページ目にお戻りいただければと思っております。上から4つ目の箱、システム開発の理由でございまして、仮住民票事務を確実にかつ効率的に行うため。次の新規開発内容は、仮住民票を作成し、日本人住民との同一世帯の設定、仮住民票への移行までの一連の処理が行えるシステムの開発でございまして。

委託をする場合には、次の5ページ目でございます特記事項を遵守させるとともに、テストでのダミーデータの使用、職員の立ち会いと個人情報の保護を徹底いたします。

このシステムの開発時期でございますが、この審議会でご承認いただきましたならば速やかに着手いたしまして、基準日から施行日前日までの間、本格稼働させるものでございます。

以上、システムの新規開発につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【会長】** 1点だけ。仮住民票と、その施行された、施行されるようになったときの住民票とどう違うんでしょうか。

**【住民制度改正担当副参事】** 仮住民票は、あくまで住民基本台帳法の本適用を受ける前の仮の住民票、位置づけとしましては、施行日以降これが住民票になるという位置づけで、施行日までの間は外国人登録制度が生きております。したがって、施行日から初めて住民基本台帳



制度、つまり住民票に移るのでございまして、あくまでも仮住民票はそのための準備でございます。

【会 長】 そうすると、もし外国人の方について仮住民票が作成された後のことですけれども、外国人の登録事項の証明が必要になったときは、どちらでもいいんですか、やっぱり外国人登録証明書を取らないとだめなんですか。

【住民制度改正担当副参事】 証明というものに関しましては、生きております外国人登録制度上の証明になります。

【会 長】 ということは仮住民票ってだれが使うの、そうすると。

【住民制度改正担当副参事】 仮住民票は、それを使って何かするのではなくて、この内容で住民票は作成されますが、内容が正しいかご確認くださいということだと、こういう形で制度が変わりますという周知の意味も含めた準備手続でございます。

【会 長】 ということは、この仮住民票をつくったら、今度は配布して送る作業が入るんですね。

【住民制度改正担当副参事】 はい。入ります。

【会 長】 今回はそれがここにかかっているわけではないけど、いずれ来年になると各人に届ける、その発送業務の委託が、ここへ報告でかかってくるわけですね。

【住民制度改正担当副参事】 そうでございます。

【会 長】 わかりました。

ほかに質問ございましたらどうぞ。

田中委員。

【田中委員】 ここで言われている趣旨はそういうことだと思いますけれど、一つ、今から来年の5月に向けてのシステムの開発ということになりますよね。

【住民制度改正担当副参事】 はい。

【田中委員】 それで、これについてはここで審議することではなく、先ほど会長が言われたように、来年に近づいたときに審議することでしょうけれども、かなり34,000人とか、あるいは同居世帯で5,000人とかということを確認する作業そのもの自身は送って返送を待つということで見ると、かなり大変な作業になるという可能性がありますね。だから、文書そのものにしても、日本のように一文書で済まないわけですが、そういうことは国の法定受託事務ですから、当然国からすべての費用等々含めてもおりてくるということでもいいんですか。

【会 長】 説明願います。

【住民制度改正担当副参事】今回、国のほうは交付税で見るというふうに申し出ておまして、ただ、それについては特別区は不交付団体でございますので、費用に関しましては今回は各区の、新宿区であれば新宿区の持ち出しという形になります。

【田中委員】それは、国のこれは今言われたような交付税で賄う、国の事務ですからね。それは不交付団体だからそれで済むかということだとは思いますが、そこはやはり基本的に3万4,000人を対象にやるということになれば、システム、それから事務量としても相当膨大なものがかかることが予想されるわけですから、やはり今からその辺の財政的な対応が、具体的に国が出さなければ、東京都財調はどう見るのかということも含めて対応していかないと、現実的にアンバランスが行政によって存在しているので、対応していただきたいと思います。

それと、このシステムの開発については、きょうここでの報告にも入っていないですけども、これは業者委託をしてシステム開発をやるということになるんですか。

【住民制度改正担当副参事】仮住民票システムにつきましては、業者のパッケージシステムがございますので、それを使って行う予定でございます。

【田中委員】そうすると、そもそもシステムとしては仮システムがあるので、それを区の職員さんが使って対応するということがいいんですか。

【住民制度改正担当副参事】はい、そうでございます。

【田中委員】そうすると、ここで書かれている委託業者に開発等を委託する場合、個人情報を守るためにテストにはダミーデータを使うという、ここで委託業者を使うという可能性はどういうことが考えられますか。

【住民制度改正担当副参事】本番のデータに移しかえるときに業者が立ち会いますので、そのときには個人情報に触れてしまう可能性がございますので、その部分でございます。

【田中委員】わかりました。

【会 長】ほかにご意見かご質問、ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件も諮問事項ですので、適正と認めて承認とさせていただきます。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】承認といたします。

次に、資料20の「法務省が保有する外国人登録データと区が保有する外国人登録データとの突合の実施について」の説明を受けます。

それでは、説明をお願いいたします。

【住民制度改正担当副参事】引き続きまして、資料20について説明させていただきます。

1 ページ目をごらんください。件名は、「法務省が保有する外国人登録データと区が保有する外国人登録データとの突合の実施」でございます。

諮問内容は、本人外収集及び外部提供でございます。ページをおめくりいただきまして、2 ページ目、事業の概要をごらんいただければと思います。担当課は戸籍住民課でございます。

本件のデータの突合の目的は、先ほどの資料19で説明させていただきました仮住民票制度と同じく、住民制度改正を円滑に行うための事前の措置でございます。住民票への移行のもととなる仮住民票は、外国人登録データ等に基づいて作成されることとなっております。この外国人登録事務は、国、法務省からの法定受託事務でございますので、外国人登録データは法務省にもございます。また、自治体の外国人登録部門と法務省との間で、報告、連絡することとなっておりますので、両方にある外国人登録データは、通常は一致しております。

ただ、この報告、連絡等は、システムを活用した自動的なものではなく紙による手処理でありますので、連絡漏れ等を原因とした不一致の可能性はあり得るものでございます。そのため、仮住民票データ作成の事前準備といたしまして、両方の外国人登録データを突合し相違の有無を確認するとともに、もし相違があればそれをあらかじめ修正していくことが適切となります。

この点を踏まえまして、ことしの5月の中旬に法務省から自治体に向けて希望があれば、法務省にある外国人登録データを提供するので、突合を実施できます旨の通知がございました。外国人人口が約3万4,000人と、23区で最も多い新宿区といたしましては、この突合を行うことが適正な仮住民票作成に向けての必要なものと判断をしております。

実施方法でございますが、ごらんいただいております2 ページ目の事業内容の3番にあるとおり、まず法務省からデータの提供を受けます。次いで、新宿区のシステムを使って、新宿区にある外国人登録データと突合いたします。次に、突合の結果、法務省にあって新宿区にないデータというのがもし出ました場合には、その旨を新宿区から法務省にあてて報告をいたします。この場合には、後日、法務省で記録を調査して区に通知等が来るという流れになります。逆に、新宿区にあって法務省にないデータというものがもし出た場合には、外国人登録番号や氏名等を新宿区から法務省あてに報告することになります。この場合には、後日法務省でやはり記録を調査して、必要に応じまして区にございます外国人登録原票への照会が行われるという流れになります。

このように、本件は法定受託事務である外国人登録事務の本来的事務と非常に密接にかかわるものではございますが、今回が国からの指示ではなく、自治体の意思を尊重した任意参加と

いう形式がとられておりますので、本人外収集及び外部提供として本審議会に諮問させていただくものでございます。

次に、3ページ目をごらんいただければと思います。本人外収集に係る別紙でございます。上から3つ目の箱、収集する個人情報項目の右側、2番収集する項目でございますが、外国人番号等法務省からの通知で定められているところのものでございます。

次に、上から4つ目の箱、記録媒体でございますが、CD-R、すなわちデータを1回だけ書き込むことができるコンパクトディスクであり、これも法務省からの通知で定められているところでございます。

次に、収集の相手方は法務省でございます。その理由につきましては、法務省にあるデータなので、同省以外から受けることはできないということでございます。

次に、収集の開始事項及び期間でございますが、この審議会でご承認いただけましたらば、この7月から8月までの間に行います。なお、収集後に行うデータの突合でございますが、この間に1回限り実施するものでございまして、複数回行うものではございません。

次に、4ページ目をおめぐりいただいて、ごらんいただければと思います。外部提供に係る別紙でございます。上から4つ目の箱、外部提供の相手方は法務省でございます。提供の理由は、突合結果を法務省に報告する事業であるためでございます。

次に、上から6番の箱、外部提供を行う情報項目でございますが、外国人番号と、やはりこれも法務省からの通知で定められているものでございます。また、外部提供に使う記録媒体は、先ほどと同じくCD-Rでございまして、提供に当たりましてはパスワードの二重化等により個人情報保護の徹底を図ります。

次に、提供を受けました法務省の情報保護対策でございますが、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律に基づき適正に行われます。外部提供の時期でございますが、この審議会でご承認いただけましたらば、この7月から8月までの間に行い、それは突合結果として1回限り提供するものでございます。

以上、データの本人外収集及び外部提供につきまして、ご審議のほどよろしく願いたします。

**【会長】**何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

久保委員。

**【久保委員】**1点だけなんですけれども、法務省とのやりとりの件なんですけれども、7月から8月まで1回という趣旨、意味はわかったんですが、作業している間に、例えば違うデータ、

いわゆる区にあって法務省にないデータが出た場合には、それは最後に一度法務省のほうに上げるということでもよろしいのでしょうか。その都度ではなくて。

【住民制度改正担当副参事】1回限り突合させて、1回限り法務省のほうに報告をいたしました、その間に当然タイムラグ、法務省がデータをくれたときと、こちらが突合させたときとタイムラグがございますので、そのタイムラグに基づくデータのそごにつきましても、法務省のほうで調査するということでございます。

【久保委員】わかりました。

【会 長】よろしゅうございますか。ほかにご質問、ご意見ございませんか。

【中村委員】素朴な疑問なんですけれども、中村です。すみません。

【会 長】中村委員、どうぞ。

【中村委員】法務省のデータと区のデータが、たまに突合作業で食い違うこともあるということをおっしゃいましたけれども、今回はこの新しい住民基本台帳のシステム変更のために突合を、法務省と区と突合作業をするんですけれども、こういった食い違いデータというのは今後発生し得ると思うんですけれども、それはそれで問題ないんですか。

今回たまたまこういったシステム変更で突合作業をするんですけれども、通常今後もそういった入力ミスとかで、法務省と区のデータが違うこともあり得ると思うんですけれども、それは照会、照合しないんですか。

【住民制度改正担当副参事】今回、突合作業を行うとともに、全国的なんです、来年になりましたら法務省が、来年の時点の新しい外国人登録データを全国の自治体に配るというような手続の流れになっておりまして、それで足りるといえば足りるんですけれども、人口の多い自治体にあっては事前にそごがあるかどうかを確認して、修正しておいたほうがいだろうということで、今回の作業を行うものでございますので、当然発生はし得るんですが、可能な限りそれを、段階を踏んで調整しようという趣旨でございます。

【中村委員】そうですか。特に違っていて問題ないんですね。

【会 長】中村委員、いや今の質問は来年だけじゃなく、再来年とかまたその次の年に発生したときには、このきょうの審議会の承認で、もうずっとやっちゃうのかなとか、何かそういうことは、またこちらに問い合わせが来るのかなということも含んでいると思うんですけれども、そのあたりはどうですか。

説明願います。

【住民制度改正担当副参事】今回のほかに、もしまた突合作業等が発生した場合には、審議会

のほうにお諮りする予定でございます。

【会 長】じゃ、今回のこの件は一応1回限りとさっきおっしゃったような、1回限りの法務省とのやりとりということですね。

【住民制度改正担当副参事】そうでございます。

【会 長】ほかに、ご質問。

田中委員。

【田中委員】それぞれのデータで突合作業をやることになりましたけれども、これ自身は区の職員の中で特定されている人がやるような、そういう形での情報保護の体制はとられるんですか。

【会 長】ご説明をお願いします。

【住民制度改正担当副参事】そのとおりでございます。

【会 長】田中委員。

【田中委員】それとあわせて、具体的にこれはCD-Rでやるということになりましたけれども、区のほうの資料もCD-Rですね。どういう形で具体的にはやられるわけですか。

【会 長】ご説明願います。

【住民制度改正担当副参事】法務省から来たCD-Rのデータを取り込みまして、区の情報政策部門のほうで突合を行って、そのデータをCD-Rに入れ込みまして、それを法務省に持ち込むという流れでございます。

【田中委員】わかりました。以上です。

【会 長】ほかに、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

ないようでしたら、これも諮問事項ですので、適正と認め承認とさせていただきます。よろしゅうございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

【会 長】承認ということで終了します。

どうもご苦労さまでした。

では、次に資料21の「新宿区指定道路図・指定道路調書閲覧システム開発について」の説明を受けます。よろしく願いいたします。

【建築調整課長】建築調整課長でございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料の21、1ページ目をごらんください。件名でございますが、「新宿区指定道路図・指定道路調書閲覧システム開発について」でございます。

このたびこちらの審議会に諮らせていただきますのは、件名でございますシステムの開発を

することにつきまして諮問させていただき、あわせてそのシステムをつくるに当たりまして、個人情報を書かれた電子データ等を、委託させていただきますので、受託者に貸与することにつきまして報告をするというものでございます。

1 ページおめくりいただきまして2 ページ目をごらんください。事業の概要が書かれてございます。まずちょっと前段で、私どもの仕事等、ちょっと解説を加えさせていただきますと、通常、建築に当たりましては、それぞれの敷地は道路に接続していることが必須となります。そういったことから、建てかえ時には建築確認申請という手続をする前に、そちらの敷地ごとの道路の境界、それから道路の種別等について区と建築主との協議が必要でございます。現在のところ、この協議につきましては、過去のいろいろな協議事項、膨大な資料がございまして、そういったものをそれぞれ突き合わせるような形で、複数の資料を組み合わせて判断しているところでございます。そういったことから、膨大な時間等がかかるという現状がございます。

このような状況もあるということと、国のほうの動きとしまして、平成19年度に建築基準法の施行規則の改正がございました。この規則の改正の中で、指定道路図、それから指定道路調書を作成するほうがよろしいというような国からの技術指針がございまして、新宿区も今までのそういった資料を統合して、道路ごとに指定道路図、それから道路ごとに調書を作成してまいりました。

このたび平成20年から20、21、22、それから最終的に23年まで調査しましたそれらのデータを、今年度システム化しまして、平成24年度から来庁者の方々に、通常コンピューターを操作していただいて、即刻そういった情報がごらんになれる。また、その情報をコピーして差し上げるというようなシステムを構築するものでございます。

1 ページおめくりいただきまして3 ページ目でございます。諮問事項としまして、このシステムの内容等を書かれてございます。かいつまんでご説明いたしますと、まず、表の上から3番目に記録される情報項目としまして、個人の範囲としましては建築物の土地所有者、または借地人の借り主、それから建築主、設計者、施工者等の名称がこちらのほうにございます。

記録の内容としましては、敷地のデータ、それから前面に接続している道路のデータ等が、そちらのほうに記録しているところでございます。

それから、4番目、今回のシステムは新規開発ということで、現在までの紙のデータを窓口でシステム化することによって効率を図ることが作成の理由でございます。

それから、その下、開発の内容でございますが、重複いたしますけれども、今までの紙で作成されていたデータ等を電子化する、そのデータを窓口で閲覧または印刷するというようなシ

システム内容でございます。

一番下、開発のスケジュールでございますが、現在プロポーザルで業者の選定の準備を図っておりますので、本日の審議会等で了承いただいた後に、予定では9月から来年3月いっぱいまでを予定してございます。

1ページおめくりいただきまして、こちらは報告事項、前のページと重複してございますけれども、委託先としましては四角の中、上から3番目でございます。委託先は民間の事業者を予定してございます。それから、理由でございます。上から6番目でございますが、今回は専門的な知識等が必要になるということでございますので、コンピューターシステムの知識等、知見のある民間事業者に委託することを考えてございます。

最後に、一番下でございます。受託事業者に行わせる情報保護対策といたしましては、主に2点ほど。取扱責任者等を明確にして管理を徹底する。それから、提供された情報については個別に管理、金庫等に保管して外部の者が見られないようにするというのを、委託の仕様書等にも書き加える予定でございます。

説明は以上でございます。

【会長】何かご質問かご意見ございますでしょうか。

井上委員。

【井上委員】下から2番目の箱で、委託業者の個人情報保護対策の3番目で、I SMSが書いてあるんです。これは、I SMSだったら何号でも構わないということですか、そこは規定しないんですか。

【建築調整課長】現在の仕様書では、号数は規定してございません。広くということになるのかと思いますけれども。

【会長】ほかにご質問かご意見ございますか。田中委員。

【田中委員】これは、企業としては、プロポーザルはいつごろにやられるんですか。

【建築調整課長】現在審査中ということございまして、6月までにプロポーザルの申し込みをしていただきまして、一次審査、二次審査ということで、現在は書類審査をしております。7者ほどから提案がございまして、一次審査では6者に絞り、最終的には1者にしていくというような予定でございます。

【会長】田中委員。

【田中委員】この分野については、こちらから情報保護のことや取り扱いについては注意しているわけですが、ぜひプロポーザルの中でもそういう委託業者の情報保護についての実



績等々、こういうものについてはぜひ気を配っていただきたい。

【建築調整課長】ぜひ心がけていきたいと思っております。

【会 長】ほかに、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

ご意見がないようであれば、これも諮問事項ですので、適正と認め承認といたします。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】はい。じゃ、本件を承認といたします。

それでは、資料22の「公害補償システムデータ移行作業の委託について」のご説明を受けます。よろしく申し上げます。

【健康推進課長】健康推進課長の杉原でございます。

それでは、「公害補償システムデータ移行作業の委託について」のご説明を申し上げます。これは業務委託に係るものでございます。事業の概要ですが、事業名は先ほど申したとおりで、担当課は健康推進課、目的でございますが、オフコン対応型システムからパソコン対応型システムへ移行するためという表現にしてございますが、旧来のシステムが老朽化しており、かなり効率も低く今後のメンテナンスも難しいという状況がございますので、新たにシステムをパッケージ型で導入するというものでございます。

事業内容は、オフコン型の現行のシステムから、パソコン対応型システムに移行する新規パッケージの導入に当たって、既存のオフコンのデータからCSVデータという様式で新規のパソコンシステムのデータへのセットアップを業者委託するものでございます。対象データは概数で書いてございますが、大気認定台帳、公害認定台帳、その他審査履歴、給付支払台帳、医療機関台帳、金融機関台帳、保険台帳などがこのくらいのデータ件数でございます。

この事業ですが、公害健康被害について2種類ありまして、国の公害健康被害補償法に基づく認定された人たちのデータ、東京都の大気汚染防止条例に基づいて医療費のほう支給される方々の大気認定台帳と、こう申しておるものが二系列ございます。そのデータを統合しているものでございます。

続きまして、次の別紙でございます。情報の保有課は私どもで、登録業務の名称も先ほどの事業名のとおり。委託先でございますが、①は現行のシステムの売り主というか契約相手でございますISTソフトウェア、②は、6月30日に契約を締結しましたが、アクトというこの次のパッケージ型のシステムの売り主、開発元でございます。

委託に伴って事業者処理させる情報項目でございますが、現行の公害補償システムに記録

されている台帳の情報でございます。先ほどの台帳の件数の紹介と同じような表現で書いてございますが、この中を詳しく書いておりませんで、失礼しました。氏名、生年月日、住所、認定されている疾病の名前、認定の年月日、それから認定の更新のスケジュール、それから公害や大気のほうの手帳の交付の番号などなどの個人情報でございます。書き方が不適切で申しわけございません。

処理させる媒体項目の記録媒体は、MOでございます。委託の理由は、新旧両システムとも開発業者以外にはデータの切り出し及びセットアップを確実に行うことが不可能なためでございます。委託の内容は、委託先の①については、現行のオフコンデータからのCSVデータへの作成を委託します。委託先の②については、そのCSVデータテーブルを新規のパソコンパッケージにデータセットアップをするというものでございます。

ちなみに、CSVデータと申しますのは、暗号化されたデータの逆でございますで、汎用性、互換性の高いテキストファイルにデータを置きかえて、データの移行を容易にする、そういうやり方のことを称しております。

委託の開始時期は、本年の9月1日から12月31日まででございます。

契約に当たって、委託に当たり区が行う情報保護対策は、別紙の特記事項を付してデータの消去や、私どもの立ち入り監査等を保証するとともに、データセットアップには職員が立ち会うなどの対策を講じるもので、おおむね区の事務所の中で作業を行う考えでございます。委託事業者に行わせる情報保護対策としては、取扱責任者と取扱者をあらかじめ指定され、提供された情報は、持ち出す場合は、施錠できるキャビネットに保管するというものでございます。

大変簡単でございますが、以上でございます。

【会長】何かご質問かご意見ございませんでしょうか。

ひやま委員。

【ひやま委員】おおむね区の事務所内ということをおっしゃいましたが、おおむね以外のところはどこでやられるんですか。

【健康推進課長】新規のパッケージのシステムにデータを移行する場合に、データの移行に特に困難はないものと考えてございますが、万一不具合等がありました場合は、②の事業者アクトのほうの事業所において検証というか、データの取り込みについて確認する場合を想定してございます。

【ひやま委員】その場合のデータの持ち出しは何によって持ち出されるんですか。

【健康推進課長】媒体としてはMOでございます。

【会 長】よろしゅうございますか。

ほかに、何かご質問かご意見ございませんでしょうか。

ないようでしたら、これは報告事項でございますので、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、本件は了承といたします。

ご苦労さまでした。

それでは、資料23の「新宿区スポーツ環境整備方針作成支援業務委託について」のご説明をお願いいたします。

【生涯学習コミュニティ課長】生涯学習コミュニティ課長でございます。よろしくお願いいたします。

資料23をお願いいたします。「新宿区スポーツ環境整備方針作成支援業務委託」でございます。条例の根拠、第14条第1項の業務委託で、報告でございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ、事業概要でございますが、目的というところがございますとおり、新宿区民の皆様が個々の目的、またレベルに応じまして多様なスポーツ活動に親しめるという環境の整備をしていくという目的にあわせまして、スポーツ環境整備方針の策定を予定してございます。その方針の策定に向けまして、支援業務という形で専門事業者に委託をお願いするという事業でございます。

3ページをお願いいたします。情報の保有課でございますが、生涯学習コミュニティ課です。委託先につきましては、今後プロポーザルの方式により選定した事業者でございます。

委託に伴い、事業者処理させる情報項目につきましては、有識者の意見交換会を開催する場合に、その構成員の方の住所、氏名、連絡先でございます。処理させる情報項目の記録媒体でございますが、紙によりまして名簿一覧と打ち出したあて名シールで、直接事業者にお渡しするという形でございます。

委託の理由でございますが、専門的な視点に立った有識者意見の交換会の際に、その構成員の編成・招集、それから資料作成等を業務委託するためでございます。

委託の内容でございますが、(1)から(4)でございますが、方針策定準備に向けた支援業務、有識者意見交換会の運営支援、庁内会議への報告支援、成果物の作成でございます。

委託の開始時期及び期限は、契約締結の翌日から23年度いっぱい、24年3月31日でございます。

契約に当たりましては、別紙の特記事項をきちんと添付いたします。

受託事業者に行わせる情報保護対策といたしましては、1にございますとおり、取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめこちらのほうから指定いたします。また、こちらから提供しました情報につきましては、責任者が施錠できる金庫（キャビネット）に保管し、業務終了後につきましては的確に回収するという形でやらせていただきたいと思います。

雑駁でございますが、以上でございます。よろしく申し上げます。

【会 長】私から1点。意見交換会の構成員というのは何人くらいの構成なんでしょうか。

【生涯学習コミュニティ課長】人数につきましては、まだこれから検討というところでございますが、大体5名以上、多くても10名以内ぐらいを想定させていただいております。

【会 長】わかりました。

何かご質問かご意見ございませんか。

何で5人、10人のあて名シールなんか何で業務委託するのかなという質問なんですよね。すみません、簡単な。

【生涯学習コミュニティ課長】開催時のご通知を申し上げるだけではなくて、全体的に有識者を選ばせていただくその構成段階から、また途中途中のその記事録の作成のお知らせですとか、いろいろお知らせする機会が多いものですから、1回、2回ということではなくて、この委託期間ずっとお願いするという形でございますので、この部分だけ個人情報のほうにお願いしてございますが、委託全体といたしましてはいろんな支援業務がございますので、その一環として、この部分については、個人情報のほうにご報告申し上げているというものでございます。

【会 長】どうぞ、井上委員。

【井上委員】私は全然、これ読んで、今の会長と違う解釈をしていて、例えば住民基本台帳とかそういうところから100人とか1,000人の人がいて、その中で10人を選ぶ作業をやるからということで、これは何か個人情報の外部委託なのかなと思ったんですけども、そういうわけではないんですね。もともと10人とか5人とか決まっている人なんですね。

【生涯学習コミュニティ課長】住民基本台帳からの抽出ということではございませんで、お願いする委員たちの住所、お名前を外部の事業者に渡すために報告するというものでございます。

【会 長】大変慎重なテーマを出していただいて、ありがたいと思うんですが、そういうことのように。特別すごいデータが、個人情報が扱われるということではなくて、この一定の期間内に個人情報が繰り返しいろんなところで使われるおそれがあるということで、こちらにご報告になったんだろうという理解をしますけども、そんなことでよろしゅうございますか。

【生涯学習コミュニティ課長】はい。

【会 長】そういう意味では、大変慎重な形で提案していただいています。

それはまあわかりましたということで、そういう理解をしますけど。

何かほかに、ご質問ご意見ございますでしょうか。

それでは、ないようでしたら、これも報告事項ですので了承ということで。

ご苦労さまでした。

それでは、資料24の「新宿区立地域交流館における指定管理者制度の導入について」のご説明をお願いいたします。

【高齢者サービス課長】福祉部高齢者サービス課長の吉田でございます。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

【会 長】どうぞ。

【高齢者サービス課長】お手元の件名でございますように、「新宿区立地域交流館における指定管理者制度の導入」に伴いましておめくりをいただきますと、今回施設の名称、新宿区立百人町地域交流館、こちらのほうを新たに平成24年4月から指定管理者を導入していく予定でございます。事業者の公募を今後7月から行っていきますが、その際にこれまでもシニア活動館2館、それから地域交流館は既に指定管理者は7館入っておりますので、引き続き百人町ことぶき館につきましても、指定管理者制度導入を図るに当たって、今回個人情報保護審議会へのご報告をしたものでございます。

3つ目、取り扱う個人情報の業務でございますが、施設及び施設を活用した事業利用者に関するデータでございます。個人情報の項目は記載のとおりでございます。氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、そして緊急連絡先ということで、こちらは住所、氏名、電話、続柄というようなことを申請の際にいただいているところでございます。

個人情報項目の記録媒体としましては、紙ベースと電子媒体がございます。指定管理開始時期につきましては、24年4月1日から29年3月31日までを予定しております。

指定管理者としての情報保護対策としましては、あらかじめ取扱責任者及び取り扱う者を指定してまいります。2番目の提供された情報は施錠のできる金庫（キャビネット）に保管してまいります。これはパソコン等も同等でございます。そして、指定に当たり区が情報保護対策を行いますのは、次のページに添付させていただいておりますが、指定管理協定を結ぶ際に協定書に特記事項として記載の資料を添付し情報の管理に努めてまいるというものでございます。

以上でございます。

【会 長】ちょっとお尋ねしますが、この百人町の地域交流館というのは、今までもあつ

たんでしょうか。あったのなら、今までは職員の方がおやりになったのか。それと、お聞きしたいのは、むしろ事業利用者というのは、どの程度の人数が想定されている施設なのか、ご説明ください。

【高齢者サービス課長】まず、現在百人町ことぶき館ということで、以前から職員が配置されてきて直営で行っております。今回指定管理を導入いたしまして、今後は指定管理者による管理に移行してまいります。

また、利用者数でございますが、百人町のことぶき館で現在平成22年度の年間利用状況でございますが、登録者数が一般利用で150名、こちらは男性56名、女性94名というようなことで、150名を超える方のご利用があるところでございます。

【会 長】わかりました。ほかにご質問、ご意見は。

久保委員。

【久保委員】1点、特記事項の監査について9番なんですけど、業務に関し立入調査による監査を受けるものとする。業務委託期間が一応24年から29年3月、5年間あると思うんですが、区のほうでは業務の中には個人情報も、もちろん大事にちゃんと扱われているかというのを監査すると思うんですが、予定としては年に1回なのか、それとももうちょっと綿密にやっていくのかという点はどうなんでしょうか。

【会 長】どうぞ説明ください。

【福祉部高齢者サービス課長】指定管理者につきましては、1年間に1回内部評価ということで、当初の期間につきましては、毎年1回区のほうで指定された職員が監査を行ってまいります。そのときには、実際に事業の内容ですとか、こういった個人情報の取り扱いが適正にされているかというようなことも確認しながら、項目としてはさせていただいているところでございます。

また、最終年次の4年目につきまして、次の指定管理の継続、更新あるいは切りかえというようなことの中で、外部評価というものをしっかりと、外部の方を入れた中での評価をしながらやってまいりますので、その中でも同様に年1回の内容チェックはしてまいっているところでございます。

【会 長】ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。

それでは、これも報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】了承といたします。

ご苦労さまでした。

特にご意見がないようでしたら、本日の諮問事項と報告事項について審議を終わらせていただきたいと思いますけれども、きょうの諮問事項、報告事項以外で事務局からご発言があれば、どうぞ。

【事務局】次回の審議会ですけれども、次回につきましては9月1日、木曜日の午後2時からを予定しております。場所につきましては、きょうと同じ第3委員会室となっております。

よろしく願いいたします。

【会長】じゃ、ほかに何かご意見、時間がありますので、委員の方でご意見がありましたらぜひご発言をいただければよろしいと思いますが。

ないようであれば、よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、以上をもちまして第3回の審議会を閉会にいたします。

長時間どうもご苦労さまでした。特に暑い時間をありがとうございました。

午後3時10分閉会